

令和8年度 みなまちサポート事業の流れ

日程	応募から事業完了まで	備考	申請者提出書類
令和8年1月5日(月) ～1月30日(金)	(1) 応募		①事業計画書 ②団体調書 ③構成員名簿 ④活動要件チェックシート ⑤SDGsチェックシート ⑥団体の規約または会則 ⑦令和6年度の決算書 ⑧令和7年度の予算書
2月	(2) ヒアリング	提出された計画書の内容について、事務局が面接等により確認(非公開)します。	
3月上旬	(3) 補助金交付選定会議	補助金交付選定会議を開催し、事業計画について審査委員より意見聴取します。各団体の出席はありません。	
3月下旬	(4) 町より採否結果通知	採択された団体は次の手続きへ	
4月以降 (令和9年3月31日まで)	(5) 補助金交付申請書の提出		・補助金交付申請書
	(6) 町より補助金交付決定通知	対象経費の2分の1以内 補助金額は上限25万円	
	(7) 概算払請求書の提出	希望する団体には交付決定額の80%以内で概算払いできる	・概算払請求書 (希望団体のみ)
	(8) 活動開始	事業内容の変更や対象経費に20%を超える変更があった場合、「活動変更承認申請書」の提出が必要	
	(9) 実績報告書の提出	事業の完了した日から起算して15日を経過した日、または属する年度の3月31日のいずれか早い日	・実績報告書
	(10) 町より交付額確定通知		
	(11) 請求書の提出	交付額確定通知を受けてから10日以内	・請求書
	(12) 事業評価報告書の提出		・事業評価報告書
	(13) 町より事業評価報告書の町HP等公表		